

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業
のご案内

くらしのあんしん
おしっだい



とよなかししゃかいふくしきょうぎかい
豊中市社会福祉協議会



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)とは？

あなたの暮らしの“あんしん”をお手伝いする制度です。

- 福祉サービスの利用をしたいが手続きの仕方がわからない。
- 通帳や印鑑を紛失してしまうことがあってお金の管理がうまくできないので、誰かに援助してもらいたい。

そのような時にいろいろな福祉サービス※¹の利用手続きや日常の金銭管理のお手伝いをする事で、あなたが安心して暮らせるようにサポートします。

☆相談からサービスの提供まで、豊中市社会福祉協議会がお手伝いします。

これは国の事業で、豊中市では豊中市社会福祉協議会がおこなっています。
相談からサービスの提供まで、社会福祉協議会の職員がみなさんのところに伺います。



どんなひとが利用できますか？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方や、認知症の診断を受けている方に限られたものではありません。

ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するには不安がある、預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方がわからない、といったことでお困りの方はぜひご相談ください。



※ 1 福祉サービスとは…

介護保険制度など的高齢者福祉サービス、知的障がい者、精神障がい者福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなど様々なものがあります。

Q どんなサービスがありますか？

福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預貯金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続き、年金や預金通帳など大切な書類の保管などをお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方と一緒に支援計画をつくり、契約をします。

●主なサービスの内容

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における手続きの支援
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、家賃、電気、ガス、電話、水道などの公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き



※入出金に使用する通帳とその届出印は社会福祉協議会でお預かりします。

大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします

※保管できるもの(書類など)

年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書)、実印、銀行印など

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。

●以下はサービスの対象ではありません



- 施設の入所契約や各種契約を代行したり、保証人になること
- 利用契約者の死亡後の相続などの事務
- 不動産や資産の運用・活用

Q サービスの利用に費用はかかりますか？

相談は無料、サービスは有料です。

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

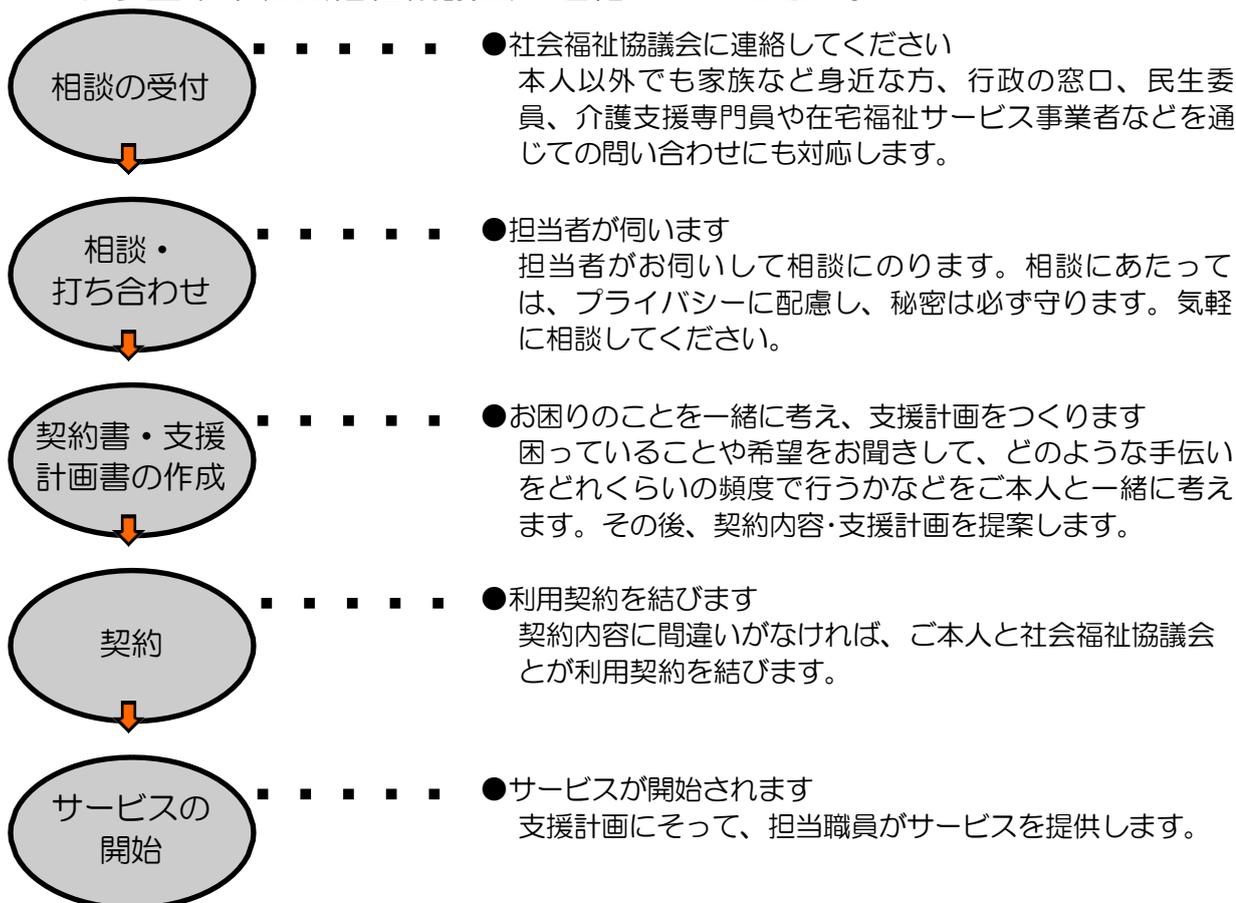
福祉サービス利用援助手続き、金銭管理、書類等の保管サービスの利用料です。

生活保護受給者	0円
前年度所得税非課税者および 収入が150万円以下の人	300円
収入が250万円以下の人	900円
収入が250万円超の人	1,880円

Q どうやったらサービスが利用できますか？



まず豊中市社会福祉協議会に連絡してください。



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

でんわ：06-6841-9382

〒561-0881 豊中市中桜塚2-29-31
地域共生センター東館2階